

令和元年度
第2回 上越市いじめ問題対策連絡協議会

日時：令和2年2月12日（水）

午前10時30分～12時

会場：リージョンプラザ上越 会議室

< 次 第 >

1 開 会

2 報 告

(1) 各機関における「令和元年度の取組及び成果・課題」について

(2) 令和元年度 上越市内のいじめの実態について

3 協 議

(1) いじめ防止に向けた取組について

4 そ の 他

○ 次回の予定 令和2年5月頃

5 閉 会

R元年度上越市いじめ問題対策連絡協議会委員 敬称略

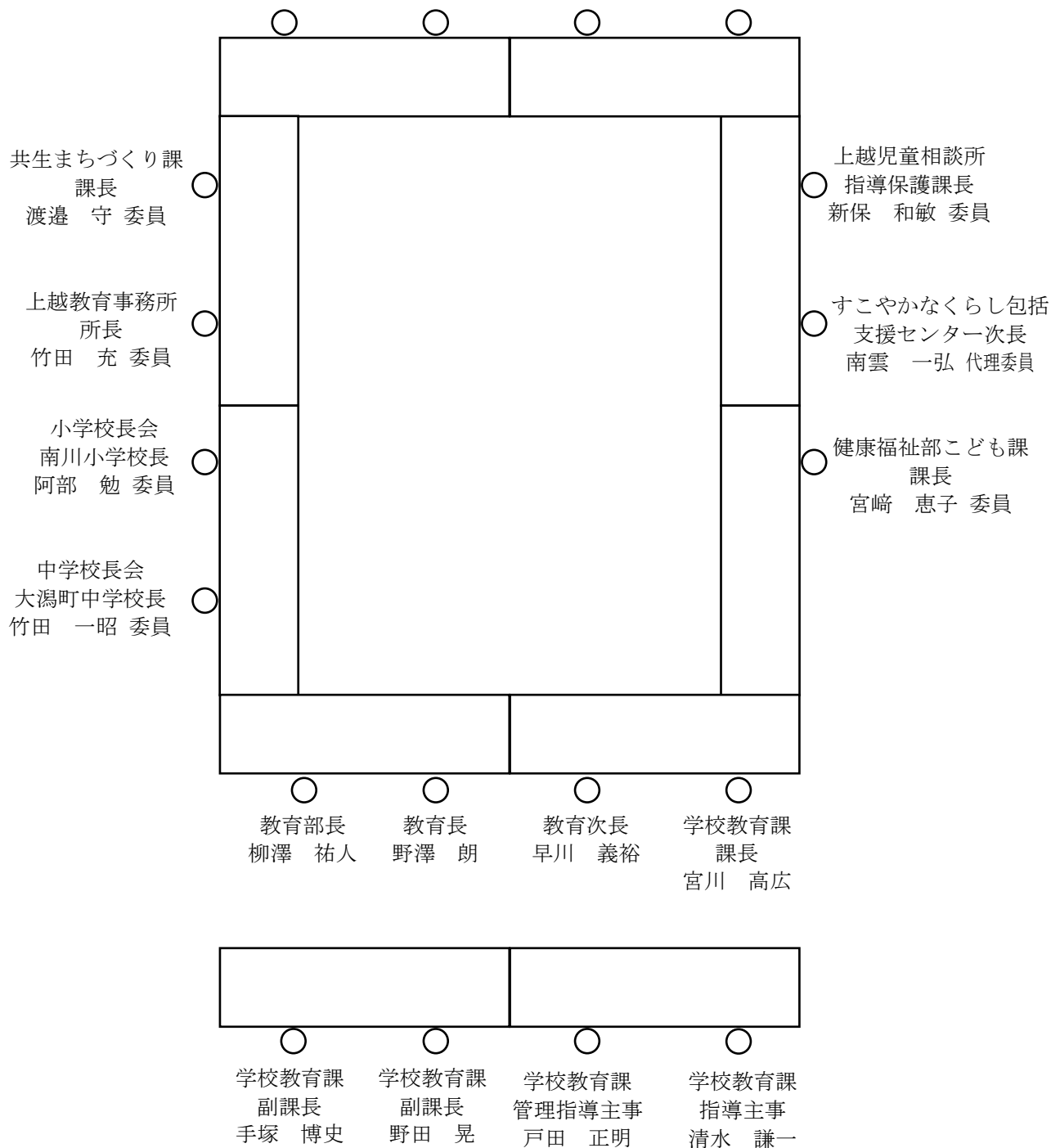
		分野	氏名		所属、役職等
1		法曹	丸山 裕子	まるやま ゆうこ	新潟地方法務局上越支局
2		福祉	新保 和敏	しんぼ かずとし	上越児童相談所
3		防犯	山本 条太郎	やまもと じょうたろう	上越警察署生活安全課
4		教育	竹田 充	たけだ みつる	上越教育事務所
5	ご欠席	福祉	渡辺 晶恵	わたなべ あきえ	すこやかなくらし包括支援センター
		(代理)	南雲 一弘	なんくも かずひろ	次長
6		福祉	宮崎 恵子	みやざき けいこ	健康福祉部こども課
7		福祉	渡邊 守	わたなべ まもる	自治・市民環境部共生まちづくり課
8		教育	阿部 勉	あべ つとむ	小学校長会(南川小学校)
9		教育	竹田 一昭	たけだ かずあき	中学校長会(大潟町中学校)
10		教育	笠原 文臣	かさらはら ふみおみ	上越市地域青少年育成会議協議会
11		人権	小山 彰	こやま しょう	上越市民生委員・児童委員協議会連合会
12	ご欠席	教育	長谷川 賢一	はせがわ けんいち	上越市小中学校PTA連絡協議会長

令和元年度 第2回上越市いじめ問題対策連絡協議会 席次表

リージョンプラザ上越 会議室

上越市地域青少年 民生委員・児童委員

育成会議協議会 協議会連合会 新潟地方法務局 上越警察署
 副会長 主任児童委員代表 上越支局 局長 生活安全課 課長
 笠原 文臣 委員 小山 彰 委員 丸山 裕子 委員 山本 条太郎 委員



令和元年度の取組の概要及び成果・来年度に向けた取組

機関名 新潟地方法務局上越支局

1 取組の概要

(1) 「SOSミニレター」事業

当支局管内の上越市及び妙高市の小学校、中学校及び特別支援学校の全生徒にSOSミニレター（返信用封筒が付いた便せん形式）を配布し、子どもの悩みごと等の相談を送ってもらい、それに人権擁護委員や法務局職員が返信するという事業を毎年継続して実施している。

従来は11月にミニレターを配布していたが、本年度から、夏休み後に子どもの自殺が発生する傾向があるから、休み前の7月初旬に配布するとともに、個人配布のほかに、学校に壁掛け用のレターケースを置いてもらい、そこから自由にミニレターの用紙を取ってもらえるような取組を行った。

(2) 全国中学生人権作文コンテスト

中学生が日常の学校や家庭生活の中で経験したことを作文に書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に作文コンテストを毎年実施している。（市内14校、684編）

併せて、重点校に対し、人権講演会等も行った。（市内5校）

(3) 人権教室

人権擁護委員が市内の小学校に出向いて、基本的人権、思いやり、命の大切さ、いじめ防止等について学習した。（市内6校）

2 成果・来年度に向けた取組

(1) ミニレターの配布時期の変更が影響したおそれもあるが、前年度より相談が減少した。来年度も同様の配布を行い、取組の周知に努めたい。

いじめに関する相談は約4割で、内容の軽重を見て必要があれば学校へも情報提供を行った。

(2) 人権作文の応募数は200編以上増加した。いじめに関する作文は約4割を占めていたが、現在も継続しているようなものはなかった。

来年度も継続して実施する。

(3) 人権教室に参加した児童等から感想文をいただき、内容の充実を図っているため、業務多忙の中、来年度も多くの学校で実施できるよう御協力いただきたい。

令和2年1月30日

令和元年度(平成31年度)の取組及び成果・課題

機関名 上越市警察署

1 取組の概要

- いじめ事案把握時の的確な相談対応
いじめ事案に関する相談が寄せられた場合、事案の内容や被害少年の置かれている状況を的確に把握するため、事案の経過、その具体的な内容などを可能な限り詳細聴取するとともに、相談者の心情に配慮した対応に努める。

- ※ 少年に関する各種事案を認知した際は、背景にいじめの存在が潜んでいないかなどを念頭に入れ、いじめの早期把握に努める。

2 成果・課題

- いじめ相談として認知し、具体的な対応をした事案はなかったが、いじめ関連の相談として3件を受理し、相談者に対して専門的な相談機関の紹介や関係機関への情報提供等を実施した。

令和元年度の取組の概要及び成果・来年度に向けた取組

機関名 上越教育事務所

1 生徒指導に関わる要請訪問の実施

- (1) 訪問回数 生徒指導要請訪問 19回（1月末現在）
※平成30年度 40回 平成29年度 14回
- (2) 成果
 - ・計画訪問から要請訪問に変更して2年目となり、学校等の必要性に応じる形となった。
 - ・各校の管理職や担当教諭と実情や課題について話し合い、必要な手立て、支援の在り方について協議した。問題行動等の解決や未然防止に向けて連携・協力できた。
- (3) 来年度に向けた取組
 - ・引き続き要請訪問に変更した趣旨等を周知し、市教育委員会と連携して、緊急支援の必要な学校や困り感のある学校の要請に即応できる体制づくりに努める。

2 スクールソーシャルワーカーによる相談・支援の実施

- (1) 訪問回数 要請訪問、家庭訪問、電話等による相談 348回(1月末現在) ※平成30年度 346回
- (2) 成果
 - ・SSWの役割や活用についての理解が進み、要請件数が増加傾向にある。
 - ・事案発生の初期から要請があり、継続した支援につながっている。
 - ・学校と保護者のつなぎ役としてSSWの立場は大変有効であり、課題の解決に寄与している。
- (3) 来年度に向けた取組
 - ・問題が重篤化すると解決も困難になることから、事案発生の初期に要請ができるよう働き掛ける。
 - ・勤務時間外の相談が多くなる傾向があり、勤務の振替等が大変厳しい状況である。次年度から雇用形態も変更になるため、ますます厳しい状況になることが懸念される。

3 「いじめ見逃しゼロ 県民運動」の展開

- (1) 運動の概要
 - ・児童生徒の社会性育成や健全育成に県民総がかりで取り組み、実効性を高めるために、県教育委員会、深めよう 絆 にいがた県民会議、学校、それぞれの役割を見直し、新たに「いじめ見逃しゼロ県民運動」と名称を変えて取組を進めた。
 - ・これまでの活動に加え、SNSに県民運動の公式アカウントを立ち上げ、県民運動を支援する「県民サポーター」を中・高校生や保護者等を中心に募集した。12月末現在で941人の登録がある。
 - ・いじめ見逃しゼロキャラバン26校（管内：斐太北小、直江津東中、高田西小、浦川原中）
県民講座11校（管内：新井小、久比岐高）
 - ・いじめ見逃しゼロの気運を一層高めるために、昨年度まで上・中・下越の各教育事務所が開催していた「深めよう 絆 県民の集い」を一つにまとめ、「いじめ見逃しゼロ 県民の集い」を長岡市で開催した。
- (2) 「いじめ見逃しゼロ 県民の集い」の概要
 - ・開催日 令和元年9月23日(月) 秋分の日 長岡リリックホール
 - ・第1部 いじめ見逃しゼロ県民運動や協賛団体の取組等の紹介
 - ・第2部 教育評論家尾木直樹（おぎなおき）さんによる講演
 - ・第3部 尾木直樹さんと代表児童生徒が、「学校をつくるとしたら、どんな学校にしたい」をテーマに語り合うパネルディスカッション
 - ・構成団体や協賛企業・団体、各学校等によるいじめ防止の取組を掲示する展示ブースを開設した。
- (3) 来年度に向けた取組
 - ・「いじめ見逃しゼロ 県民の集い」は、下越地方で開催予定である。

4 その他

- (1) 新潟県いじめ対策ポータル、「新潟県いじめ等防止のための資料集」の積極的な活用の周知
- (2) ネットモラル学習会への講師派遣

令和元年度の取組及び成果・課題

機関名 すこやかなくらし包括支援センター

1 取組の概要

(1) 主な支援内容（子ども関係）

- 子どものすこやかな育ちに係る包括的な支援
子どもの育ちに関する総合相談窓口を開設（平成29年度）
 - ・乳幼児（妊産婦）期から中学校卒業後を含め、子育てに関する不安や子どもの気になる態度、行動等に関する相談を受け付け、庁内関係課等とも連携しながら、適切な支援につなぐ。（切れ目のない支援を行うワンストップ窓口）
- 児童虐待に関する支援、予防事業
- 健康福祉分野に係る相談機能の一元化（令和元年度）
健康福祉分野に係る相談機能を集約し、障害のある人を含む子どもから高齢者までの切れ目のない支援体制の強化を図るため、すこやかなくらし包括支援センターを福祉交流プラザに移転し、専門職の集約を図った。

(2) 相談対応状況

- ・当センターの相談窓口で対応した、いじめに係る相談は平成29年度4件、平成30年度5件、令和元年度(12月末現在)0件となっており、いずれも教育委員会を始め、小中学校などと連携し対応している。
- ・保護者等が子どもの育ちで困った時や児童生徒が学校生活や友達関係などで不安を感じた時にいつでも相談できるよう、平成29年度から市内全小中学校及び上越地域の高等学校を訪問し、すこやかなくらし包括支援センターの取組とともに子どもの育ちに関する包括的な相談窓口の周知啓発を行っている。

2 成果・課題

- ・当センターの窓口で受け付けた新規相談は平成29年度127件、平成30年度362件、令和元年度(12月末現在)539件(一月平均約60件)と年々増加しており、令和元年度に受け付けた539件中161件が関係機関につながり、166件を当センターで継続支援している。
- ・継続した学校訪問等により、こどもの相談窓口が年々認知されてきており、今後も相談件数の増加が見込まれるため、すこやかなくらし包括支援センターでは引き続き教育委員会を始め関係部局、機関等と連携しながら、切れ目のない支援体制の強化を図っていく。

令和元年度の取組の概要及び成果・来年度に向けた取組

関係機関名 こども課

1 取組の概要

(1) 子どもの権利学習教材「えがお」での学習について

子どもの権利について、子ども自身が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身に付けることを目的として、上越市子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を、市内の市立小中学校全学年の授業に取り入れて実施した。

(2) 子どもの権利講座の開催について

P T Aや民生委員・児童委員を対象に、子どもの権利について理解と知識を深めることを目的として、子どもの権利に関する講座を7会場において実施した。

(3) 上越市子ども・子育て支援総合計画の策定について

市の子ども・子育て支援計画である「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの権利基本計画」を整理・統合し、当市の子ども・子育てを取り巻く環境と子ども・子育て支援の課題を踏まえた上で、新たな取組として「子どもの居場所づくり」と「子どもの貧困対策の推進」を位置づけた「上越市子ども・子育て支援総合計画」を策定した。

2 成果・来年度に向けた取組

(1) 子どもの権利学習教材「えがお」での学習について

子どもの権利学習を通して、子ども自身が権利を理解するとともに、毎年継続して授業を実施することにより意識の高まりがみられている。引き続き、子ども自身の権利を学ぶ取組と、学習の内容を保護者にも波及させるための取組を継続していく。

(2) 子どもの権利講座の実施について

地域において、子どもの権利講座を実施し、誰もが子どもの権利を大切にする意識づくりを推進している。引き続き、市の広報誌やホームページによる啓発活動のほか、人権擁護団体等と協力して、地域における子どもの権利講座を行い、地域住民等に対し子どもの権利に関する理解と知識を深めていく。

令和2年1月22日

令和元年度の取組及び成果・課題

機関名 上越市 共生まちづくり課

1 取組の概要

(1) 市民啓発

i 地域人権懇談会

人権問題を正しく理解し、差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めることを目的に、申請のあった団体を訪問して人権啓発DVDを上映する「地域人権懇談会」を開催している。

本年度は、同和問題をはじめ、インターネットと人権、企業と人権などをテーマとしたDVDを活用して、民生委員児童委員協議会や事業所で実施した（参加者：57人）ほか、2月下旬から3月上旬にかけて、事業所で6回の実施を予定している（参加者：約250人）。

ii 出前講座（学校への講師派遣）

市内の高等学校から、「男女共同参画と人権」をテーマに、LGBTについて理解を深めたいとの相談を受け、市から講師を派遣する出前講座を開催。学校からは、「世界でLGBTがどのように捉えられているかなど、基礎知識から分かりやすく説明していただき理解が深まった。」との感想が寄せられた。（参加者：生徒・教職員計428人）

iii 人権・同和問題に関する市民セミナー

市民を対象に、上越教育大学や上越国際交流協会、上越人権擁護委員協議会と連携し、「外国籍住民の人権」について考えるセミナーを実施した（参加者：100人）。

(2) 職員研修

i 人権課題研修会

所属長を対象に、「人権問題全般の現状」と「外国にルーツをもつ子どもたちの実情」について理解を深める職員研修を実施した（参加者：74人）。

2 成果・課題

「上越市第4次人権総合計画」に基づいて、部落差別や子ども、障害のある人、外国人など、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を計画的に推進しているが、こうした偏見や差別意識を解消するには、何よりも市民に正しい知識を普及し、理解を深めることが大切であることから、引き続き、職員研修や市民啓発に取り組んでいく必要がある。

令和元年度の取組の概要及び成果と課題

機関名 上越市小学校長会

1 取組の概要

(1) いじめ防止基本方針の改定（1学期末までに全学校で完了）

平成31年3月改定の「上越市いじめ防止基本方針」の内容、及び各学校の平成30年度学校評価結果等を検討し、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を改定するとともに、ホームページで公開した。また、各学校では、PTA総会や学校運営協議会等で保護者や委員に説明し、理解を得るようにした。

(2) 職員研修等の実施（1学期末までに全学校で完了）

各学校では、改定した「学校いじめ防止基本方針」を基に、職員研修あるいは職員会議を開催し、学校いじめ防止基本方針の主旨や、改定内容、いじめが発生したときの対応等について確認した。

(3) 校長会での情報共有

定例校長会では、市教育委員会による指導と情報提供の時間を設け、上越市内のいじめ・不登校等の事例報告と指導、上越市の教育課題について説明等を行っている。特に、いじめ問題については件数だけでなく経過や対応等についても、校長それぞれが把握し、各学校での防止策や対応策に生かすよう努めている。

(4) 各校での取組の継続と充実

上越市内すべての小学校では、改定した「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、「いじめ防止」「早期発見・即時対応」「いじめ見逃しゼロ」等の取組を全力で推進している。主な取組は、次の通りである。

- ①いじめ問題を含めた学校生活の悩み等を把握するアンケートの実施
- ②児童と教職員の定期的な教育相談
- ③いじめ対策委員会等、組織的対応を行う体制の整備
- ④いじめ見逃しゼロ強調月間の取組
- ⑤「いじめ見逃しゼロスクール集会」の実施（各校、または中学校区開催）
- ⑥人権教育、同和教育を核とした人権尊重の精神の涵養
- ⑦コミュニケーション力、社会性育成等を目指したソーシャルスキルの指導
- ⑧警察等関係機関との連携強化

2 成果と課題

(1) 成果

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組・指導・対応等は、職員研修等で確認していることもあり、定着してきている。また、定例校長会での教育委員会指導等での情報共有は、各学校での取組を振り返り、改善に生かすために有効であった。

(2) 課題

年々いじめの認知件数が増加している。「職員のいじめに関する感度が高まった」「早期発見に努め小さいいじめも見逃さなかった」という見方もできるが、「いじめを防止する取組が不十分」と認識するべきだと考える。今後、子どもの心に訴えるいじめ防止の指導やいじめを生まない学級・学校風土づくりを一層強化していきたい。

令和2年2月12日

令和元年度(平成31年度)の取組及び成果・課題

機関名 上越市中学校長会

1 取組の概要

(1) いじめの防止について

- | | |
|---|--------|
| <input type="checkbox"/> 人権教育、同和教育をはじめとする道徳教育の実践 | 22/22校 |
| <input type="checkbox"/> 小中連携による生徒指導部会等の開催による情報交換や対策協議 | 20/22校 |
| <input type="checkbox"/> 中学校区のいじめ見逃しゼロスクール集会等の小中交流活動の実施 | 19/22校 |
| <input type="checkbox"/> 人間関係づくりを核とした安全・安心な学校風土づくり | 22/22校 |
| <input type="checkbox"/> 学級活動や生徒会活動を中心とした居心地のよい集団づくり | 22/22校 |
| <input type="checkbox"/> 県教委主催「深めよう絆県民の集い」等の事業への参加 | 11/22校 |
| <input type="checkbox"/> いじめ問題に関する職員研修の実施 | 20/22校 |
| <input type="checkbox"/> その他(主なもの) | |
| ・保護者、地域に向けたたよりやHPで、学校の取組や様子を発信して周知した。 | |
| ・職員の情報交換を密にした。 | |
| ・生き方講演会を実施して、人間関係づくりの能力を高めた。 | |

(2) いじめの早期発見について(主なもの)

- 生徒の思いを表出する機会(生活記録、週末振り返り、アンケート等)を設定した。
- 定期的に教育相談を開催した。
- 教職員による丁寧な生徒観察、コミュニケーション(休み時間の巡回実施)を行なった。
- 生徒指導部会や企画委員会(毎週)、毎朝の打合せ等での情報交換を実施した。
- いじめ認知に関する職員研修を実施した。
- スクールカウンセラーとの連携(全校生徒対象のリレー面談の実施)をすすめた。

(3) いじめ問題への対処の工夫や心がけてきたこと(主なもの)

- 被害者及びその保護者の意向を受けて、全校体制で被害生徒を守った。
- 加害者が深い自己反省と、好ましい人間関係の再構築を支援した。
- 関係機関の協力を得て、チームで解決策を共有し組織的に対応した。
- 即時対応を行なった。
- いじめを生まないために、生徒主体の学級活動や全校活動を実施した。
- 被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努めた。
- 保護者への対応を丁寧に行なった。
- 原則生徒間や保護者間の謝罪まで行ない、謝罪後も当該生徒を要観察した。
- 職員間で話しやすい環境づくりに努めた。

(4) いじめに関する家庭や地域、関係機関との連携(主なもの)

- 迅速に対応し、その成果を早く被害・加害の両家庭に情報提供した。
- 日頃から家庭との連絡を密にして、互いに顔の見える環境づくりに努めた。
- いじめ防止基本方針をHPに掲載したり配付したりし、家庭や地域に発信した。
- 学校運営協議会やPTA、民生児童委員懇談会での実態説明、防止啓発を行なった。
- 案件を市教委に報告し指導を得るとともに、関係機関(警察、スクールサポーター、他校、児童相談所、包括支援センター)と連携した取組を行なった。
- 学校だより等によるいじめ問題の取組や重要性の周知と協力依頼を実施した。

2 成果・課題

(1) いじめの防止について

成果・生徒のよいところを教職員が共有し、先生が生徒を褒める場面が多くなった。そのことが生徒の自己有用感を高めている。

- ・生徒会がいじめ問題に正対した活動を展開し、生徒の意識が向上した。
- ・人間関係、集団づくりの取組により、円滑な人間関係が構築された。
- ・情報共有できる場を確保し、いじめを許さない風土が維持できている。
- ・小中連携していじめ見逃しゼロスクール集会を実施し、話し合いを行なっていじめについての理解を深めた。

課題・特別活動や道徳教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育む必要がある。

- ・固定化された人間関係の再構築に苦慮している。(小規模校)

(2) いじめの早期発見について

成果・アンケートを行ない、学年部を中心として早期に対応することができた。

- ・業間や昼休みに巡回をしながら生徒に寄り添い、様子を観察することでいじめ早期発見即時対応につながった。
- ・教師と生徒の信頼関係を築き、何でも言い合える温かい学級を築いていくことで生徒からの情報がスムーズに教師に届いた。

課題・毎月行なっているアンケートが形骸化しつつある。

(3) いじめ問題への対処の工夫や心がけてきたこと

成果・職員間で常に共通理解と確認を図りながら進めたので、組織としてぶれない指導ができた。

- ・アンケートを火曜日に行ない、水曜から金曜にかけて即時対応して解決を図った。
- ・学年部または全校体制でいじめ発生時の組織的な対応を行なった。
- ・学校だけで解決しようとせず、保護者や関係機関と連携して指導を進めた。
- ・保護者同士の話し合いを実施して、禍害、被害双方の理解を得た。

課題・アンケート結果が学年部から生徒指導部へ上がるのに時間がかかり、全校体制での対応が遅れたことがあった。

- ・被害生徒が2次被害を恐れて指導を拒否することがあった。
- ・特定の生徒によって繰り返されるいじめへの対応に追われた。
- ・1小1中で築き上げた人間関係があり、固定的な概念にとらわれやかった。高校進学後にうまく人間関係を築けない生徒が出てくる心配がある。

(4) いじめに関する家庭や地域、関係機関との連携

成果・保護者の信頼感や良好な関係がいじめの解決に結びつくことが多い。

- ・問題発生時に市教委と相談して解決することができた。
- ・道徳の授業をたより等に乘せて発信した、保護者や地域への啓発になった。
- ・ケース会議の成果としていじめの解決に向かう場合が多かった。

課題・保護者によっていじめの認識に違いがあった。いじめの定義や学校の方針について保護者に知らせる場面を増やす必要がある。

令和2年2月12日

令和元年度の取り組みの概要及び成果・来年度に向けた取組

上越市青少年育成会議協議会

1 取組の概要

- (1) 22中学校区の青少年育成会議において、学校・町内会との連携を深めネット被害者やネット加害者を生まないための、インターネットや携帯・SNS等でのトラブルに関する研修会に取り組む。
 - ・上越教育大学の専門家を招聘し、児童生徒及び保護者対象にした研修会を開催した。
 - ・各中学校の育成会議ごとに「家庭配布用のリーフレット」を作成し、日常から眼に触れられるようにし、「アウトメディア」に「」に関する一項目を設定した。
 - ・とりわけ、地域の保護者や高齢者を対象にした研修会を開催した育成会議もある。
- (2) 学校運営協議会（CS）との情報連絡を密にし、学校や地域の情報の積極的な相互発信に努める。
 - ・地域育成会議の役員や地域コーディネーターの何人かは学校運営協議会を兼務することから、その会議の場で問題の解決に取り組むことができる。
 - ・各育成会議ごとに発信される広報を活用し、いじめの早期発見につながる情報を提供する。
- (3) 地域青少年育成会議、学校、町内会との連携を深め、「あいさつ運動」の日常化を図る。
 - ・青少年育成会議発足10周年を記念し、22中学校区一斉の「あいさつ運動」を10月10日に実施した。

2 成果と課題

- (1) 成果
 - ① 各小中学校で行われる「いじめに関わる集会」で学校との連携が密になった。
 - ② 育成会議ごとのワークショップの取り組みを通して地域行事への参加が増え、地域ごとの絆が深まり、いじめの未然防止や早期発見につながるがあった。
 - ③ 育成会議の役員やコーディネーターが「いじめ0」運動に参加し、連携ができた。
 - ④ 22中学校の「あいさつ運動」の旗を2地区及び上越妙高駅に掲揚し、広く市民に知らしめることができた。
- (2) 課題
 - ① 学校運営協議会（CS）との連携を一層進めて、いじめ防止対策を立てたい。
 - ② 共同歩調で取り組んできた「あいさつ運動」を一層進め、気軽に声掛けできる地域社会の醸成により、いじめのない明るい未来へ志向を高めたい。

令和元年度の取組及び成果・課題

関係機関名 民生委員・児童委員協議会連合会

1 取組の概要

- (1) 学校訪問時に「いじめ」の状況の把握
担当地区の小・中学校を訪問し、協議会や懇談会の際に「いじめ」件数とその概要および解消状況などについて質問し、話し合うことに努めている。
- (2) 「いじめ見逃しゼロスクール集会」の参観・参加
各学級でのいじめ防止のために取り組んだ具体的事項の発表がなされた。
いじめの状況を劇化して、問題点を考え合う集会在、最近の傾向のようである。
中学校区で小・中学校合同でこの集会が開催される傾向も評価できる。(大勢で考える)
- (3) ネットトラブル防止の研修会や講演会の実施・共催
最近は、特にラインによる「いじめ」「仲間はずし」などが多いことから、児童・生徒を対象にしたり、保護者・住民を対象にしたりした情報メディア研修会・講演会等を実施・共催している。「一斉ライン」に参加しない子がいじめの対象となっている実態がある。
- (4) 全国民生委員児童委員連合会が発行する機関誌「ひろば」や情報誌「人権課題への理解を深めるために」等により、「いじめ」について最新の情報や傾向、事例等について自己研修している。

2 成果・課題

- (1) 担当地区の学校から「いじめ」の状況の説明を受けて、委員の問題意識を高めることができた。また、個々の「いじめ」の解決のために学校が組織を生かして、丁寧に熱心に取り組んでいることを理解することができた。感謝や励ましを述べることができた。
学校の要請に応じて、「いじめ」防止の会議に参加している民生・児童委員もいる。
- (2) 「いじめ」の状況が刻々と変化していくことを知ることができて、注意を喚起することができた。(例：「目立つ服装についての研修会」から)
研修会や講演会に参加してくれる保護者には啓発がなされるが、不参加の方に問題意識を持ってもらうためにどうしていくかが課題である。
- (3) 担当地区の見守り活動の中で、ブランコのチェーンをねじられていやがっている子がいたので、公園を必ず巡回するようにしている。また、小学生がいやがっているのに、自転車で追い回している中学生がいたので、注意・指導を行った。
- (4) 登下校の見守り活動から、いつも通学班から孤立している子や荷物をたくさん持たされている子等が気になった場合は、学校に連絡して早期対応を話し合っている。
- (5) スクールカウンセラーには「いじめ」の相談をするが、学級担任には話さないという親がいる。専任のスクールカウンセラーの学校常駐がなされるとよいのだが。
- (6) 放課後児童クラブの指導者一人が担当する児童数が多いところがあるので、「いじめ」に発展することが心配される。

以上

令和元年度の取組の概要及び成果・来年度に向けた取組

機関名 上越市小中学校PTA連絡協議会

1 取組の概要

(1) 上越市P連研究大会

講師にリポーターの阿部裕二氏をお迎えして「いじめ問題」を考えるとの演題で講演会を開催しました。

リポーターとして数多くの事件・社会問題について取材してきた経験から、テレビでは放送しきれない「取材現場から見えているもの」をお話ししていただき、子どもと大人両方の「いじめ問題」について考える場を提供しました。

2 成果・来年度に向けた取組

「いじめ問題」については、今後も上越市小中学校PTA連絡協議会として取り組んでいかなければならない課題と認識しています。

今年度の講演会は、参加した方々より大変勉強になったとの声が聞かれましたが、近年の傾向として参加者が少なくなっています。

来年度の事業については、より多くの保護者・先生方・地域の方々に参加していただけるように検討中です。

○上越市いじめ問題対策連絡協議会等条例

平成 27 年 3 月 27 日
条例第 5 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会(第 2 条—第 7 条)
- 第 3 章 上越市いじめ防止対策等専門委員会(第 8 条—第 11 条)
- 第 4 章 上越市いじめ問題再調査委員会(第 12 条—第 14 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)の規定に基づき、上越市いじめ問題対策連絡協議会、上越市いじめ防止対策等専門委員会及び上越市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等(法第 1 条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。)に関係する機関及び団体(以下「関係機関等」という。)の連携を図るため、上越市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 3 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進について協議すること。
- (2) 関係機関等相互の連絡調整を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、いじめの防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する 15 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 新潟地方法務局の職員
- (2) 新潟県上越児童相談所の職員
- (3) 新潟県警察の職員
- (4) いじめの防止等の取組に関し識見を有する者
- (5) 市の職員
- (6) 上越市立小学校及び中学校の校長
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 協議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

第3章 上越市いじめ防止対策等専門委員会

(設置)

第8条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行い、及び重大事態が発生した場合の調査を行うため、上越市いじめ防止対策等専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第9条 専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について専門的知見から調査研究し、及び審議すること。
- (2) 法第28条第1項の規定による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のため教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第10条 専門委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- (1) 弁護士
- (2) 精神保健に関し学識経験を有する医師
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(準用)

第11条 第5条から第7条までの規定は、専門委員会について準用する。

第4章 上越市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第12条 法第30条第2項の規定による再調査を行うため、上越市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第13条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について、必要な調査を行う。

(準用)

第14条 第5条から第7条まで及び第10条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第7条及び第10条中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(協議会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する協議会の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成29年3月31日までとする。

○上越市いじめ問題対策連絡協議会及び上越市いじめ防止対策等専門委員会規則

平成 27 年 3 月 30 日

教委規則第 2 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 上越市いじめ防止対策等専門委員会(第 6 条—第 8 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上越市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成 27 年上越市条例第 5 号)に定めるもののほか、上越市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)及び上越市いじめ防止対策等専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 3 章 上越市いじめ防止対策等専門委員会

(会議)

第 6 条 専門委員会の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員が議事に関し利害関係者である場合には、その委員は、会議に出席することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 専門委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(準用)

第 8 条 第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定は、専門委員会について準用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

= Memo =